

## 船員派遣元事業主が法律違反を行った場合

- (1) 次の場合、許可の取消又は事業停止命令を受けることがあります。
  - a 欠格事由に該当するとき
  - b 船員職業安定法その他労働に関する法律等の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき
  - c 公益を害するおそれがあると認められたとき
  - d 許可条件に違反したとき
- (2) 船員労働保護法規に違反した場合には、改善命令を受ける場合があります。
- (3) その他派遣船員の適正な就業等を確保するために、必要に応じ指導、助言を受けることがあります。
- (4) 許可を受けずに船員派遣事業を行ったときや派遣先が派遣受入期間の制限に違反することとなる最初の日以降継続して船員派遣を行ったとき等の場合には罰則の対象となります。